

## みんなの国民年金



日本年金機構  
ホームページ

日本に住民登録がある20歳以上60歳未満の全ての方が加入します

### ●加入・変更の届け出をお忘れなく

| 現在の状況          | 届け出理由                          | 届け出先              | 届け出後の種別 |
|----------------|--------------------------------|-------------------|---------|
| 自営業・学生・無職等の方   | 20歳になった                        | 届け出は不要※           | 第1号被保険者 |
| 第2号被保険者の被扶養配偶者 | 20歳になった                        | 配偶者の勤務先           | 第3号被保険者 |
| 第1号被保険者        | 就職した                           | 勤務先               | 第2号被保険者 |
|                | 第2号被保険者である配偶者の扶養になった           | 配偶者の勤務先           | 第3号被保険者 |
| 第2号被保険者        | 退職した                           | 区医療保険年金課<br>特別出張所 | 第1号被保険者 |
|                | 第2号被保険者である配偶者の扶養になった           | 配偶者の勤務先           | 第3号被保険者 |
| 第3号被保険者        | 就職した                           | 勤務先               | 第2号被保険者 |
|                | 配偶者が退職した、配偶者が65歳になった、扶養ではなくなった | 区医療保険年金課<br>特別出張所 | 第1号被保険者 |
|                | 配偶者が転職した(第2号被保険者を継続)           | 配偶者の新しい勤務先        | 第3号被保険者 |

※20歳前後に海外から転入した方は区医療保険年金課・特別出張所へ届け出が必要です。

### 納付の免除や猶予等の制度

#### 保険料の支払いが難しいときはご利用ください

免除・猶予の期間は、国民年金の受給資格に必要な期間に算入されます。

#### ●免除(全額免除・一部納付等)申請

本人だけでなく、配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が全額または一部免除になります。

※退職(失業)した方は、特例免除制度を利用できます(配偶者・世帯主の所得要件あり)。申請には雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票等の写しが必要です。

#### ●納付猶予申請

50歳未満の方で世帯主の所得にかかわらず本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予されます。

※納付猶予の期間は老齢基礎年金の受給額には反映されません。

#### ●学生納付特例申請

対象校の学生で本人の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予されます。

※学生納付特例の期間は老齢基礎年金の受給額には反映されません。

#### ●産前産後期間の免除制度

平成31年2月1日以降に妊娠85日以降で出産または出産予定の第1号被保険者が対象です。出産(予定)日の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は出産(予定)日の3か月前から6か月間)が免除の対象です。産前産後免除期間として認められた期間は老齢基礎年金の受給額に反映されます。

### 「ねんきんネット」にご登録ください

登録はマイナポータルとの連携が便利です。詳しくは、日本年金機構ホームページ(右二次元コード。📄[https://www.nenkin.go.jp/n\\_net/registration/mynportal.html](https://www.nenkin.go.jp/n_net/registration/mynportal.html))をご覧ください。



#### 3つのメリット

##### ①年金記録・見込額の確認

ご自身の年金記録の確認や将来の年金見込額の試算等をスマートフォンでいつでも確認できます。

##### ②手続きの電子申請

国民年金の加入や保険料の免除、学生納付特例の電子申請ができます。

##### ③通知書の電子データ受け取り

e-Taxでの確定申告に利用できる社会保険料(国民年金保険料)控除証明書電子データを受け取れます。

☎国民年金の資格の取得・喪失、保険料の免除…区医療保険年金課年金係(本庁舎4階) ☎(5273)4338、▶給付の相談・申請…区医療保険年金課年金係、新宿年金事務所(新宿5-9-2) ☎(3354)5048、▶納付・厚生年金の申請…新宿年金事務所、▶一般の年金相談…ねんきんダイヤル☎0570(05)1165(050から始まる電話からは☎(6700)1165)、▶日本年金機構ホームページ📄<https://www.nenkin.go.jp/>、▶ねんきんネット専用番号☎0570(058)555(050から始まる電話からは☎(6700)1144)

## 令和7年第3回区議会定例会



本会議の様子は新宿区ホームページ(右二次元コード)でご覧いただけます。

☎議会事務局調査管理係☎(5273)3534



| 日程                          | 開会時間  | 会議・委員会の名称                     |
|-----------------------------|-------|-------------------------------|
| 9月24日(水)                    | 午前10時 | 本会議(代表質問等)                    |
| 9月25日(木)                    |       | 本会議(代表質問・一般質問、議案の提案説明等)       |
| 9月26日(金)～10月8日(水)(土・日曜日を除く) |       | 決算特別委員会(令和6年度各会計決算の審査)        |
| 10月10日(金)・14日(火)            |       | 常任委員会(総務区民、福祉健康、環境建設、文教子ども家庭) |
| 10月15日(水)                   |       | 特別委員会(防災等安全対策、自治・議会・行財政改革等)   |
| 10月16日(木)                   |       | 特別委員会(文化観光産業等、本庁舎対策等)         |
| 10月20日(月)                   | 午後2時  | 本会議(議案の採決、意見書・決議の採決等)         |

※日程は変更する場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

## 高知県と漫画家やなせたかしさんを縁とする連携に関する協定を締結しました

高知県と新宿区は、漫画家やなせたかしさんを名誉県民、名誉区民として顕彰しています。やなせたかしさんの功績を今後も将来にわたって共に広め、高知県と新宿区のさらなる発展のため、同協定を締結しました。



吉住健一区長(左)と濱田省司高知県知事(右)

☎総務課総務係☎(5273)3505